

平成22年11月30日

財団法人 日本健康・栄養食品協会
特定保健用食品部門会員 各位

財団法人 日本健康・栄養食品協会
特定保健用食品部門長 橘川 俊明

特定保健用食品の申請時期、消費者庁許可証票の変更、情報開示請求について

平素は当協会の事業に関し、格別のご理解とご支援を賜り誠に有難うございます。

さて、今般、平成22年度第2回特定保健用食品講習会（11月9日）開催にあたり、消費者庁食品表示課横田特定保健用食品審査官から、下記の3点について会員各位に周知のご依頼があり、当協会橘川より説明をさせていただきました。

昨今の特定保健用食品をめぐる状況は所管官庁の変更や、それに基づく審査の流れの変更等により特定保健用食品の申請に戸惑いを感じる点もあるかと存じます。それらの不明な点につきまして、協会は極力ご支援をさせていただき所存です。

なお、会員各位におかれましては、十分なお検討と対応をお願いします。

1. 申請区分（1）特定保健用食品の申請は、資料準備が出来次第申請してください。

3の倍数月の末日に申請をした場合は、保健所からの進達到着に2週間を要する場合がありますことや、書類の不備、ヒアリング時の指摘が多数挙げられる可能性から、直近の調査会への諮問が困難となります。

2. 許可証票を消費者庁許可証票に変更してください。

- ・経過措置期間は平成23年8月末日で、残り1年を切っています。
- ・平成23年9月以降は、旧証票は使用できませんので、賞味期限、在庫状況等を考慮の上、早急な対応をお願いします。

3. 情報開示請求は1回につき1件の請求に協力ください。

- ・常時複数社から開示請求がされている状況にあり、1社複数件の開示請求が行われた場合、限られた担当官で対応するため、審査業務を停止する状況となります。
- ・優先順位を付け、1回につき1件ごとの請求にご協力ください。

以上